

## 運転免許自主返納応援定期預金

2019年5月13日現在

項 目	内 容
1. 商品名	運転免許自主返納応援定期預金
2. 販売対象	<p>運転免許証を自主返納した個人の方            (運転免許証を返納した際に交付される「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」を提示できる方)</p> <p>※「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」の原本を提示できない場合取り扱いできません。</p>
3. 預入期間	<p>1年</p> <p>○自動継続の取り扱い            ・利払式に限ります。</p> <p>※継続時の適用利率は以下の「6. 利息(2)満期後の取り扱い」をご参照ください。</p>
4. 預け入れ (1) 預入方法 (2) 預入原資 (3) 預入金額 (4) 預入単位	<p>一度にまとめて預け入れいただきます。</p> <p>原則、預入原資の特定はありません。</p> <p>※ただし、当行に既に預け入れいただいている定期預金を期限前(中途)解約した資金を預入原資とした預け入れの取り扱いはできません。</p> <p>お1人さまあたり1万円以上300万円以内</p> <p>1円単位</p>
5. 払戻方法	自動継続停止の申し出があった場合、満期日以後に全額まとめて払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 満期後の取り扱い (4) 計算方法	<p style="text-align: center;">預け入れ日のスーパー定期            (300万円以上、300万円未満) + 年0.1% (税引き前)            の店頭表示利率</p> <p>満期日に一括して支払います。</p> <p>初回満期後は、満期日におけるスーパー定期の店頭表示利率+年0.1% (税引き前) を適用します。</p> <p>付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。</p>
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	法令に定められた条件を満たせば、マル優の取り扱いが可能です。
9. 中途解約時の取り扱い	<p>中途解約の取り扱いは原則として不可とさせていただきます。</p> <p>やむを得ず中途解約される場合は、次のいずれかの利率を適用いたします。</p> <p>○預け入れ日(継続した時は最後の継続日。以下同じ)から解約日までの預入期間が6か月未満の場合は、解約日における普通預金利率を適用します。</p> <p>○預け入れ日から解約日までの預入期間が6か月以上の場合は、次の預入期間に応じた算式により計算したAまたはBの利率のうち、いずれか低い利率を適用します。</p> <p>※ただし、算式により計算したAおよびBの利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を適用します。</p>

項 目	内 容		
	中途解約日までの期間	A	B
	6 か月以上 1 年未満	約定利率 ×50%	本預金の預け入れ日における 「預入期間 6 か月の店頭表示利率」×95%
10. その他参考となる事項	預金保険の対象であり、預金保険制度の範囲内で保護されます。		
11. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 : 全国銀行協会相談室 電話番号: 0570-017109 または 03-5252-3772 受付日 : 月～金曜日(祝日および銀行の休業日は除く) 受付時間: 午前 9 時～午後 5 時		